

## 木造住宅耐震診断及び耐震改修費を補助します

町では、昭和56年以前に建てられた木造戸建て住宅を対象に、地震に対する強度を測るための「耐震診断」及び耐震診断の結果、補強工事が必要となった場合の「耐震改修」の費用に対して補助金を交付します。

### 補助対象事業

#### ■ 耐震診断

町内にある一戸建ての木造住宅又は木造併用住宅(店舗等として利用している部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)ただし、地階を除く階数が2以下のものとし、その建築時期が昭和56年5月31日以前に着工されたもの

#### ■ 耐震改修

耐震診断の結果、上部構造評価点等が1.0未満又は地盤もしくは基礎が安全でないとして診断されたもの

**補助対象者** ● 耐震診断、耐震改修ともに町内に住所があり、町税及び水道料金を滞納していない人である、

対象となる木造住宅に居住している住宅の所有者又はその人の2親等以内の親族

### 補助金額

#### ■ 耐震診断

耐震診断に要した費用の2分の1とし、上限5万円です。

#### ■ 耐震改修

耐震改修に要した費用の3分の1とし、上限20万円です。

**申込&問合せ** ● 補助制度を利用する場合には、耐震診断、耐震改修を実施する前に必要な書類を添えて申請してください。この申請書は、両神庁舎・建設課及び小鹿野庁舎・総務課に用意してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

なお、ご利用にあたっては、あらかじめ要綱をお読みいただき、内容をご承知のうえご利用ください。

両神庁舎・建設課 ☎79-1204

## 森林資源を活かし、秩父地域を元気にする活動に補助金を交付します

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町と、国、県、林業関係者で組織する「秩父地域森林林業活性化協議会」では、秩父産木材の利用促進や普及啓発、人材育成・雇用に関する事業、さらには森林・林業に関連するイベントへの支援を行います。

**補助対象事業** ● 下記の表のとおり(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに実施する事業)

**補助対象者** ● 森林組合、林業事業体、木材関係者、特定非営利活動法人、住民の組織する団体等

### 補助条件

■ 補助金の交付終了後も、複数年にわたり活動が継続できること。

■ 活動内容や技術等に関する情報を広く公開することなど

**交付決定** ● 申請内容を協議会で審査し、予算の範囲内で決定します。(7月下旬予定)

**申込&問合せ** ● 申請書を5月13日(月)から6月28日(金)までに、両神庁舎・産業振興課に提出してください。なお、申請書は産業振興課にあります。また、ホームページ「森の活人」からもダウンロードできます。

両神庁舎・産業振興課 ☎79-1101



	補助の目的	補助金限度額
① 公共施設や民間住宅等での木材利用の推進	秩父産木材の利用促進及び普及啓発を図る。	1事業者につき20万円(定額)
② 新たな森林産業への支援	秩父圏域の豊富な森林資源を活用し、特産品化を進め、新たな森林産業の育成を図る。	1事業につき100万円 (20万円以下10/10、20万円を超える部分1/2)
③ 森林・林業分野における人材育成・雇用への支援	新規就労者や担い手の確保、育成及び従業者の技能向上を図る。	1事業につき100万円 (20万円以下10/10、20万円を超える部分2/3)
④ 森林・林業に関連するイベントへの支援	秩父圏域における森林・林業の活性化やPRを図る。	1事業につき10万円(定額)

※補助事業の詳細については、「森の活人」ホームページをご覧ください。

## 店舗・住宅リフォーム資金を助成します(新制度)

町では、町民の皆さんが店舗・住宅・併用住宅をリフォーム(改修工事)する場合に、その経費の一部を助成します。新制度となるため、申請の際には両神庁舎・産業振興課で詳細な説明を行いますので、お気軽にお越しください。

なお、平成31年4月1日以降で既に着工された人は、ご相談ください。

### 助成対象者

■ 小鹿野町に住所及び所在があり、町税の滞納がない個人又は法人

■ 助成対象となるリフォーム工事について、町で実施している他の助成制度を受けていない人

■ 再度助成を受ける場合、過去に受けた年度の翌年度から起算して3年以上経過している人

**助成対象工事** ● 申請時に未着工のもので、工事に係る費用が20万円以上であること。

#### ■ 店舗の場合

① 助成対象者が所有し、自ら経営している店舗

② 助成対象者が所有し、貸し出している又は貸し出そうとする店舗

③ 助成対象者が賃借し、自らが経営するための店舗

#### ■ 住宅の場合

① 助成対象者が所有し、自らが居住するための住宅

② 助成対象者が賃借して居住し、リフォーム工事の施工に関して所有者の承諾がある住宅

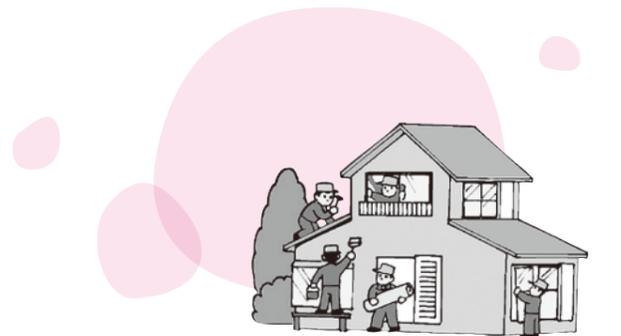
**【店舗】** 上限を20万円とし、10分の1の額(千円未満の端数切捨て)

**【住宅】** 上限を10万円とし、10分の1の額(千円未満の端数切捨て)

**【併用住宅】** 上限を30万円とし、店舗・住宅の補助額の合算額(千円未満の端数切捨て)

**申込&問合せ** ● 両神庁舎・産業振興課又は小鹿野庁舎・住民生活課へ提出してください。なお、申請は本人又はその家族に限ります。

両神庁舎・産業振興課 ☎79-1101



## 木質バイオマスストーブ等設置費の一部を補助します

町では町民の皆さん等が、木質バイオマスストーブ又は木質バイオマスボイラー(以下、「木質バイオマスストーブ等」という。)を設置する場合、予算の範囲内においてその経費の一部を補助します。

この事業は、木質バイオマスエネルギーの利活用を推進することにより、地球温暖化の防止を図るとともに、林業及び木材産業の活性化に寄与することを目的とします。

設置を検討している人は、ぜひご活用ください。

**補助対象者** ● 次に掲げる全ての要件を満たす人です。

① 町内に住所を有する人又は有することとなる人、町内に事業所を有する事業者で薪ストーブ等を自ら居住する町内の住宅又は事業所(店舗及び併用住宅を含む)に設置する人

② 補助金の申請時に納期限の到来した町税を滞納していない人(個人設置の場合は、世帯員全員)

③ 町で実施している他の補助制度を受けていない人

**補助対象設備** ● 補助の対象となる木質バイオマスス

トーブ等は、以下の要件を満たすものです。

① 購入及び設置に要する経費が3万円以上のもの

② 中古品、自作品、リース品でなく、未使用品であるもの

③ 建築基準法等関連法規に基づいて設置されるもの

④ 排気ダクトを備え付けた固定式のもの

**補助対象経費** ● 木質バイオマスストーブ等の本体、煙突及び付属品の購入・取付工事並びに窓枠工事に係る経費(消費税及び地方消費税を除く)

**補助金額** ● 補助対象経費の3分の1以内とし、10万円を限度とします。(千円未満の端数切り捨て)

**申込&問合せ** ● 申請書を両神庁舎・産業振興課に提出してください。5月7日(火)より受け付けます。なお、申請書は産業振興課にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※工事等着工前に必ず申請してください。申請は本人又はその家族に限ります。

両神庁舎・産業振興課 ☎79-1101